

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	重度障がい児の障がいの程度についての受診命令						
根拠法令等及び条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条	参考事項		設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	栃木市重度障がい児支援手当支給条例第11条						
参考事項							
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、必要があると認めるときは、保護者に対してその保護する重度障がい児の障がいの程度について判定を受けるよう命ずることができる。</p>						